

令和5年第4回甲賀広域行政組合議会定例会 議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第13号	甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応 事案等ハラスメント調査委員会設置条例の制 定について専決処分につき承認を求めること について	令和5年9月29日	原案承認
議案第14号	甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正 する条例の制定について	令和5年9月29日	原案可決
議案第15号	令和4年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳 出決算の認定について	令和5年9月29日	認定
議案第16号	令和5年度甲賀広域行政組合一般会計補正予 算(第2号)	令和5年9月29日	原案可決

議案第 13 号

甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置条例の制定について専決処分につき承認を求めることについて

甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年9月29日 原案承認

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

地方自治法に基づく管理者の附属機関として、甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置の条例を制定したものを。



専決第1号

専 決 処 分 書

甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置
条例の制定について

甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置条例
の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年6月28日

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫



甲賀広域行政組合条例第7号

甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会設置条例

(設置)

第1条 管理者は、甲賀広域行政組合職員のハラスメント防止及び排除に関する規程（平成25年甲賀広域行政組合訓令第1号/消防本部訓令第5号）第9条の規定に基づき甲賀広域行政組合職員におけるワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント事案(以下「事案」という。)に係る調査及び検証等を行い、必要な措置等について意見を求めるため、甲賀広域行政組合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく管理者の附属機関として、甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の職務等)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じて次に掲げる事務を行う。

- (1) 事実関係の調査及び検証に関すること。
- (2) 事案に係る調査・検証結果及び措置等についての意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事案に係る措置等に関し、管理者が必要と認めるもの。

(委員)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 弁護士
- (3) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該事案に係る第2条各号に規定する事項が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その会議の議長は委員長をもって充てる。ただし、最初の会議は管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議、会議の資料及び会議録は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は

報告をさせることができる。

(除斥)

第7条 事案について直接の利害関係を有する委員及び事務局職員は、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(調査結果等の報告)

第8条 委員長は、事案に係る調査結果及び措置等についての意見を、文書により管理者に報告しなければならない。

2 委員長は、進捗状況等について必要に応じて管理者へ報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、甲賀広域行政組合総務課及び甲賀広域行政組合消防本部消防総務課において処理する。ただし、委員会における調査及び検証に係る庶務は、委員長が管理者に諮って定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月28日から施行する。

(甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年甲賀郡行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会の委員であって弁護士、医師、大学の教授又は准教授であるもの 日額 30,000円

(9) 甲賀広域行政組合ワクチン未接種者への対応事案等ハラスメント調査委員会の委員であって前号に該当しないもの 日額 6,000円

議案第 14 号

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年9月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

電気自動車等の普及により使用実態と合わない規定を改正し、健康増進法に適合するよう現行の図記号が表示されている別表を削除し、字句等の所要の改正を行うもの。

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和48年甲賀郡行政事務組合条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第17条の見出し及び同条中「充てん」を「充填」に改める。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第44条第15号中「充填」を「充填」に改める。

第45条第2号中「打上げ」を「打揚げ」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の甲賀広域行政組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 15 号

令和 4 年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度甲賀広域行政組合
一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 2 9 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生 田 邦 夫

令和 5 年 9 月 2 9 日 認定

甲賀広域行政組合議会議長 田 中 新 人

令和4年度（2022年度）

甲賀広域行政組合 一般会計

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金及び負担金		2,780,210,000	2,780,210,000
	1. 負担金	2,780,210,000	2,780,210,000
2. 使用料及び手数料		366,802,000	369,905,600
	1. 使用料	1,698,000	1,686,000
	2. 手数料	365,104,000	368,219,600
3. 国庫支出金		448,376,000	448,376,000
	1. 国庫補助金	448,376,000	448,376,000
4. 繰越金		49,658,000	49,658,361
	1. 繰越金	49,658,000	49,658,361
5. 諸収入		173,796,000	176,623,771
	1. 預金利子	3,000	3,804
	2. 雑入	173,793,000	176,619,967
6. 組合債		1,036,500,000	1,036,500,000
	1. 組合債	1,036,500,000	1,036,500,000
7. 財産収入		314,000	357,825
	1. 財産売払収入	314,000	357,825
歳 入 合 計		4,855,656,000	4,861,631,557

歳入歳出決算書

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,780,210,000	0	0	0
2,780,210,000	0	0	0
369,905,600	0	0	3,103,600
1,686,000	0	0	△12,000
368,219,600	0	0	3,115,600
448,376,000	0	0	0
448,376,000	0	0	0
49,658,361	0	0	361
49,658,361	0	0	361
176,623,771	0	0	2,827,771
3,804	0	0	804
176,619,967	0	0	2,826,967
1,036,500,000	0	0	0
1,036,500,000	0	0	0
357,825	0	0	43,825
357,825	0	0	43,825
4,861,631,557	0	0	5,975,557

歳出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		723,000
	1. 議会費	723,000
2. 総務費		59,879,000
	1. 総務管理費	59,650,000
	2. 監査委員費	229,000
3. 衛生費		2,658,791,000
	1. 清掃費	2,658,791,000
4. 消防費		1,848,171,000
	1. 消防費	1,848,171,000
5. 公債費		285,420,000
	1. 公債費	285,420,000
6. 予備費		2,672,000
	1. 予備費	2,672,000
歳 出 合 計		4,855,656,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
695,538	0	27,462	27,462
695,538	0	27,462	27,462
58,388,569	0	1,490,431	1,490,431
58,194,073	0	1,455,927	1,455,927
194,496	0	34,504	34,504
2,636,695,835	0	22,095,165	22,095,165
2,636,695,835	0	22,095,165	22,095,165
1,840,622,888	0	7,548,112	7,548,112
1,840,622,888	0	7,548,112	7,548,112
285,230,545	0	189,455	189,455
285,230,545	0	189,455	189,455
0	0	2,672,000	2,672,000
0	0	2,672,000	2,672,000
4,821,633,375	0	34,022,625	34,022,625

歳 入 総 額

歳 出 総 額

歳 入 歳 出 差 引 残 金

4,861,631,557 円

4,821,633,375 円

39,998,182 円 但し、翌年度へ繰越

令和 5 年 9 月 29 日 提 出

甲賀広域行政組合 管理者 生 田 邦 夫

議案第 16 号

令和5年度 甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度甲賀広域行政組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,281千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,697,825千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月29日 提出

甲賀広域行政組合管理者 生田 邦夫

令和5年9月29日 原案可決

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

提案理由

前年度繰越金額確定、契約の確定等による歳入歳出予算の補正措置、また、衛生費における債務負担行為を追加するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,944,277 千円	△45,195 千円	2,899,082 千円
	1. 負担金	2,944,277	△45,195	2,899,082
4. 繰越金		10,710	29,288	39,998
	1. 繰越金	10,710	29,288	39,998
5. 諸収入		173,524	1,626	175,150
	2. 雑収入	173,521	1,626	175,147
補正されなかった款に係る額		1,583,595		1,583,595
歳入合計		4,712,106	△14,281	4,697,825

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		2,489,089 千円	△15,000 千円	2,474,089 千円
	1. 清掃費	2,489,089	△15,000	2,474,089
4. 消防費		1,876,471	1,100	1,877,571
	1. 消防費	1,876,471	1,100	1,877,571
5. 公債費		264,298	△381	263,917
	1. 公債費	264,298	△381	263,917
補正されなかった款に係る額		82,248		82,248
歳出合計		4,712,106	△14,281	4,697,825

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市指定ごみ袋取扱い業務	令和 5 年度から令和 6 年度まで	千円 83,450
ごみ焼却灰等運搬業務委託	令和 5 年度から令和 6 年度まで	千円 32,848
分析業務委託	令和 5 年度から令和 6 年度まで	千円 2,600
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	令和 5 年度から令和 8 年度まで	千円 76,560
し尿処理施設運転管理業務委託	令和 5 年度から令和 8 年度まで	千円 93,060

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	2,944,277	△45,195	2,899,082
2. 使用料及び手数料	363,638	0	363,638
3. 国庫支出金	324,457	0	324,457
4. 繰越金	10,710	29,288	39,998
5. 諸収入	173,524	1,626	175,150
6. 組合債	895,500	0	895,500
歳入合計	4,712,106	△14,281	4,697,825

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	788	0	788				
2. 総 務 費	78,460	0	78,460				
3. 衛 生 費	2,489,089	△15,000	2,474,089				△15,000
4. 消 防 費	1,876,471	1,100	1,877,571				1,100
5. 公 債 費	264,298	△381	263,917				△381
6. 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	4,712,106	△14,281	4,697,825				△14,281

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 議会関係負担金	788	△27	761	1. 議会関係負担金	△27	
2. 総務関係負担金	77,958	△1,675	76,283	1. 総務関係負担金	△1,675	
3. 清掃関係負担金	829,510	△39,179	790,331	1. 清掃関係負担金	△39,179	経常経費 △34,476 基幹的設備改良事業経費 △4,703
4. 清掃関係建設負担金	863	△1	862	1. 清掃関係建設負担金	△1	
5. 消防関係負担金	2,035,158	△5,413	2,029,745	1. 消防関係負担金	△5,413	
6. 消防関係建設負担金	0	1,100	1,100	1. 消防関係建設負担金	1,100	
計	2,944,277	△45,195	2,899,082			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	10,710	29,288	39,998	1. 繰越金	29,288	
計	10,710	29,288	39,998			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	173,521	1,626	175,147	1. 雑入	1,626	高速道路支弁金
計	173,521	1,626	175,147			

3. 歳出

(款) 3. 衛生費

(項) 1. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. ごみ処理費	575,893	△15,000	560,893				△15,000	10. 需用費	△15,000	市指定ごみ袋印刷製本費
計	2,489,089	△15,000	2,474,089				△15,000			

(款) 4. 消防費

(項) 1. 消防費

3. 消防庁舎建設費	0	1,100	1,100				1,100	12. 委託料	1,100	湖南中央消防署庁舎の耐震化及び建替えに係る総事業費試算業務委託
計	1,876,471	1,100	1,877,571				1,100			

(款) 5. 公債費

(項) 1. 公債費

2. 利子	8,708	△381	8,327				△381	22. 償還金利子及び割引料	△381	衛生（経常） 消防（経常）	△271 △110
計	264,298	△381	263,917				△381				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額又は見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
し尿処理施設運転管理業務委託	82,830	令和2年度から 令和4年度まで	45,210	令和5年度	22,605	0	0	0	22,605
基幹的設備改良事業	4,550,000	令和元年度から 令和4年度まで	2,975,658	令和5年度	1,461,082	324,457	867,700	0	268,925
市指定ごみ袋取扱い業務	97,800	令和4年度	0	令和5年度	95,828	0	0	95,828	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	88,770	令和4年度	0	令和5年度	28,400	0	0	0	28,400
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	17,900	令和4年度	0	令和5年度	16,500	0	0	0	16,500
可燃ごみ受入業務委託	12,000	令和4年度	0	令和5年度	8,836	0	0	0	8,836
焼却施設定期点検整備工事	79,000	令和4年度	0	令和5年度	79,000	0	0	0	79,000
ごみ処理施設用薬剤の購入	83,476	令和4年度	0	令和5年度	74,326	0	0	0	74,326
し尿処理施設用薬剤の購入	20,863	令和4年度	0	令和5年度	18,960	0	0	0	18,960
分析業務委託	2,700	令和4年度	0	令和5年度	2,582	0	0	0	2,582
甲賀広域行政組合消防本部庁舎 エレベーター基板取替工事	800	令和4年度	0	令和5年度から 令和6年度まで	800	0	0	0	800
ごみ処理施設運転管理業務委託	550,000			令和5年度から 令和8年度まで	165,000	0	0	0	165,000
市指定ごみ袋取扱い業務	83,450			令和5年度から 令和6年度まで	83,450	0	0	83,450	0
ごみ焼却灰等運搬業務委託	32,848			令和5年度から 令和6年度まで	32,848	0	0	0	32,848
分析業務委託	2,600			令和5年度から 令和6年度まで	2,600	0	0	0	2,600
ごみ処理施設粗大ごみ処理設備及び 焼却灰処理設備管理業務委託	76,560			令和5年度から 令和8年度まで	76,560	0	0	0	76,560
し尿処理施設運転管理業務委託	93,060			令和5年度から 令和8年度まで	93,060	0	0	0	93,060